

家庭問題 カウンセリングルーム *Counseling Room*

第96回

「終末期医療に関する本人の意思表明」

公益社団法人家庭問題情報センター 川島 克巳

首都圏に住むA子さん（四十歳代）のお父さんは末期ガン、余命六ヶ月と告知され、手術が出来ないことから放射線治療のため入院しており、病院医師から突然に延命措置の家族の同意を求められている。A子さんは母親を五年前に亡くし、一人っ子で親戚も少なく相談できる人が居ないので困りはてて当所を訪れた。

A子 今朝電話で、医師から父は呼吸不全なのでここ二～三日のうちに人工呼吸器を装着することになる。事前に家族の同意がほしいと言わされました。最悪植物状態もあり得ると。

私は父の生命の選択は出来ませんし、したくもありません。もしまだ父の意識があり、会話が出来るのであれば直接父に同意を求めてくださいと言ったのです。

それに父は数年前に遺言のような書置きを私に渡し、その中に延命治療は不要と書いてあるのを記憶していたのですから。

力（カウンセラー） A子さん、それで良かったですよ。お父さんの書置きがあつて助かりましたね。

A子 では、もし生前の意思がなかつた場合は家族が決めなければならないのですか。

自分の生命ならざしらず、尊厳死の選択を本人に代わって行い、それが実行されることになります。

A子 どうして意識を持つても具体的に行動を起こさないのですか。

力 一つには、年齢が若く今すぐでなくてもまだ良いか、二つに、我が国では死について大っぴらにするのはいかがなものか、さ

た場合、その選択について一生後悔し続けることになりませんか。

力 厚生労働省や日本医師会等は終末期医療の決定プロセスのガイドラインを公表しています。それによれば、本人の意識がない、生前の意思表明がない場合は、家族や親族が日頃の交流状況から本人の意思を推定し、同意、不同意を決定する。

そこで、親族の意見が一本化すれば事は進むが、異論が出ればまとまらず、本人そつちの内で紛争が続く。A子さんがおつしやるとおり家族、親族の役割は非常に大きく、また精神的負担は言うまでもあります。

ここに平成二十六年三月の厚生労働省の終末期医療に関する意識調査の報告書があります。

それによれば、調査対象者のうち一般国民の六十%の方が終末期医療に関し生前の意思表明に賛成していますが、この賛成の方々のうち実際に何らかの方法により書面を作成している人はわずか三%ほどというのが実態です。

A子 どうして意識を持つても具体的に行動を起こさないのですか。

力 一つには、年齢が若く今すぐでなくてもまだ良いか、二つに、我が国では死について大っぴらにするのはいかがなものか、さ

らには死を直視したくない等があるので
はないでしょうか。

個人的なことを申し上げて恐縮ですが、
私は公正証書により尊厳死宣言書を作成
しました。

その内容は、私の疾病や事故・災害によ
る障害が現代の医学では不治の状態に陥
り、既に死期が迫っていると担当医を含む
二名以上の医師により診断された場合は
死期を延ばすためだけの延命措置は一切
行わない、苦痛を和らげる措置は最大限に
実施してほしい。そのため、麻薬などの
副作用により死亡時期が早まつてもかま
わないこと、医師や家族も人間として尊厳
を保つた安らかな死を迎えるために配慮
してほしい、一切の責任は自分にあり、医
師や家族が訴追対象にならないことを願
うと記し、その写しを常時携帯していま
す。

救急病院に運ばれれば救命措置を受け、
結果として望まない延命の可能性になり
かねないからです。

A子 何か書面を作成するきっかけはありま
したか。どうして作成しようと思われたの
ですか。

力 七十歳を迎え残りの寿命が漠然と分り、
どう暮を引くのか健康を保つてている今こ
そ決めておこうと考えたのです。

言うまでもありませんが、自分の生命は
全面的に自らが責任を負うべきもの、とり
わけ終末期医療の自己決定権はいかなる
形でも医師の存在によって阻害されたく
ない。個人の尊厳は自らが守ろうと考えた
からです。

次に、家族に精神的負担をかけたくない
と言う思いです。家族はその人の別れを
なかなか受け容れられない状況の中で尊
厳死の選択まで選択させたくありません。
三つ目には、お世話になつた医師にも負
担をかけたくないという思いです。

先の厚生労働省の終末期医療に関する意
識調査報告書では、医師の七十%の方が患
者の生前の意思表明に賛成しています。私
は、医師には医療行為の専門的技術提供に
とどまらず、患者とその家族とのヒューマ
ンコミュニケーションにより時間をかけ
てほしい、それも出来る限り同じ言語を
使ってコミュニケーションを図つてほし
いと願っています。

現代の医学では診断や検査はその方法が
確立していると言われています。人間の生
死が機械やコンピューターが判定するよ
うな未来が来ないことを願っています。

A子 尊厳死宣言書を作成にあたり家族とは
どういう話し合いをされたのですか。



家庭問題カウンセリングルーム

思うか等選択や同意を求めるような会話
はせず、書面を作成したのでどこそこに置
いてあるからとそつと伝えました。

二日後電話にて

A子 父は、その後持ち直し人工呼吸器は装
着しませんでした。父に直接再度意思確認
できました。

今回のことでの遺言、葬式、祭祀、相続等の終活も大事
ですが、終末期医療（厚労省は現在では人
生の最終段階における医療と呼んでいま
す）は高齢者に限つたことではなく、だれ
にでも訪れるものといえます。

心身とも健康のうちにほんの少し時間を
割いて行動をおこしてほしいと願つて
います。

